水源環境保全・再生市民事業支援補助金補助対象事業選考基準

選考基準は、下記の「各区分共通の選考基準」と「各区分における選考基準」とし、各項目で点数 化(5項目25点満点)し、対象事業の選考を行う。

(1) 各区分共通の選考基準(3項目各5点)

区分等	項目	視点
共通	事業の必要性	水源環境の保全・再生に資するもので、NPO等が行うことでより
		効果が見込まれる事業であるか。
	事業の実現可能性	計画どおり適切に実施される可能性が高いか。
	事業の発展性・波及性	今後発展が見込まれる事業であるか。また、他分野や他地域等への
		波及効果が見込まれる事業であるか。

(2) 各区分における選考基準(各2項目各5点)

区分等	項目	視点
特別対	水源環境保全・再生の	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業であるか。
策事業	効果	
	事業の継続性	長期にわたり継続して実施が可能であるか。
普及啓	参加者への影響	県民に水源環境保全・再生の必要性を効果的に伝える事業である
発・教		カゝ。
育事業	目的や対象の明確化	目的や対象が明確化された事業であるか。
調査研	有効な対策への寄与	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与する事業であるか。
究事業	プロセスの明確化	調査・研究のステップが明確化されているか。

※ この選考基準は、事業の優劣を判断するものでなく、この補助金制度における「採択事業」及び 「不採択事業」を選定するためものであることに留意する。